

部活動に係わる活動方針（ガイドライン）

香取市立山田中学校

平成31年 4月 作成

令和 5年 3月 改定

1 部活動の位置付け

部活動は、学校が教育活動の一環として設定し、スポーツ・文化・科学・芸術等に興味・関心をもつ同好の児童・生徒が、学級や学年の枠を超えて組織し、部員相互の切磋琢磨や自己の能力に応じて、より高い水準の知識、技術や記録を追求することを通して、活動そのものの楽しさや喜びを味わうとともに、豊かで充実した学校生活を創造するもので、学校が教育課程外に計画し、実施する教育活動である。

< 中学校学習指導要領第1章総則第4の2（13） >

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

2 部活動の意義

部活動は、異年齢集団による自主的・自発的な活動を通じて、豊かな人間性や人間関係、規範意識や社会性、協調性などの育成を図り、健全な人間形成を目指すとともに、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力や態度を養うことを目的とする。

3 部活動の種類

本校は、運動部9部、文化部2部の合計11部から構成される。

○ 運動部（9）

- ・陸上部 ・野球部 ・男子バレーボール部 ・女子バレーボール部
- ・男子バスケットボール部 女子バスケットボール部 ・ソフトテニス部
- ・剣道部 ・卓球部

○ 文化部（2）

- ・吹奏楽部 ・美術部

4 運営方針

部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒、教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感、規範意識の涵養に資するなど、教育的意義は大きい。また、学校教育の一環であり、教育課程との関連が図られるよう留意する必要がある。このことから、生徒の発達段階や健康面などを十分に考慮しながら、全職員の共通理解のもと、各部の活動計画に基づき、系統的、組織的に運営していくものとする。

5 組織体制

本校では、部活動は学校教育目標及び「目指す生徒像」の実現に向けて効果が期待されるだけでなく、生徒の人間形成の場として、また、保護者・地域から期待される生徒の健全育成に寄与する場として、学校運営上の重要な柱の一つに位置付けている。

《学校》

【学校教育目標】

「夢・汗・愛 きらり山田！」

＜目指す生徒像＞

- (1) 夢・目標をもち挑戦する生徒【夢】
- (2) 強い心をもち、何事にも努力する生徒【汗】
- (3) 感性豊かで思いやりの心をもち・協働する生徒【愛】

- 校長・顧問会議（情報共有・指導事項等の共通理解）
 - ・運動部（9）
 - ・文化部（2）
 - 職員・部長会・（キャプテン会議）〔生徒指導部・部活動担当〕
 - 協力・連携
- 《家庭・地域》
- ・部活動保護者会

(1) 校内

① 顧問会議

部活動に関する基本的な考え方や活動方針、全体計画等のもと、顧問同士が意見交換を行ったり、共通理解を図ったりする会議で、各部の活動状況の把握や問題点の協議など、運営上の課題の検討及び解決も図る。顧問会議は、年2回（4月と9月）の定期的な会議の他、必要に応じて適宜実

施する。会議内容については、職員会議等で担当者が報告を行い、全職員で共通理解を図る。

② 部長会（キャプテン会議）

各部の代表者による部長会は、生徒による主体的・自律的な活動の観点から、部活動の基本方針や約束等についての共通理解を図り、日常の活動で生じる問題点などを自主的に話し合い、協力して解決していく会議である。部長会は、年度初めと新体制になった時期の年2回を定例とし、その他に必要な応じて実施する。

(2) 家庭・地域との連携

① 部活動保護者会

部活動の円滑な運営を図るため、部活動に関する指導方針や活動計画等について、保護者と共通理解を図ることを目的に実施する。年度初めの開催を原則とし、新体制に移行した時期にも必要に応じて適宜実施する。年度初めの保護者会は、部活動見学も含める。

② 緊急連絡方法

本校では、部活動に関わる家庭への緊急連絡の方法として、メール配信による方法をとっている。

③ 外部指導者

今後検討していく予定である。

6 休養日及び活動時間等

※ 感染症予防対策を十分に行ったうえで、活動する。

(香取市教育委員会「授業時に配慮すべき事項」に準じる)

練習については、大会や練習試合もあわせ、学校長の承認のもと、計画的に行う。

- ① 練習時間は、平日は朝練習を含めて2時間程度、休日は3時間程度とする。ただし、練習時間には、登下校や準備、後片付けの時間は含まない。
- ② 月曜日は原則休養日とする。（朝練習も放課後も無し）
- ③ 弁当を持参する必要がある日の朝練習は休みとする。
- ④ 土、日のどちらかを休養日とすることを原則とする。
(大会・コンクール等で勝ち進んだ場合はこの限りではない)
- ⑤ 土、日の練習に関しては3時間程度とする。
- ⑥ 土、日とも活動した場合は（大会等も含む）、月曜の他にもう一日、休養日を設ける。
- ⑦ 行事等の準備や特別な理由で平日の活動時間の確保が難しく、土・日も

練習を行いたい場合は校長に相談し、許可を受ければ土・日両日の活動は可とする。

- ⑧ 定期テストと漢字コンクールのある日の朝練習は原則休みとする。
- ⑨ テスト初日の3日前から部活動停止期間とする。
- ⑩ 練習試合は、遠征と来校してもらう場合を原則、半々とする。
- ⑪ 遠征試合については、引率時間を含めると、集合から解散まで4時間以上となるケースが生まれるが、できるだけ精査して必要最小限とし、校長及び保護者の承諾（負担への配慮）を得た上で実施する。
- ⑫ 長期休業中の練習については、休日と同様に原則3時間程度とし、課業期間に準じて1週間のうち、原則平日に1日、土曜日、日曜日のいずれかに1日、休養日を設ける。また、ある程度まとまった休養日を設ける。
- ⑬ 朝練習は、5月～10月の期間で実施し（11月～4月は行わない）、午前7時15分開始とする。活動可能時間は同7時40分までとする。
- ⑭ 各種大会、招待試合への出場については、大会の性格や生徒の状態をよく吟味し、選んで出場する。（全ての大会に参加しない）

7 その他

- ① 大会やコンクール、練習試合等の校外での活動の場合、学校代表として相応しい服装、態度で参加する。
 - ② 暑さ指数（WBGT）に係る対応をはじめ、事故の防止と安全面の配慮については、「環境省のガイドライン」に準ずる。
 - ③ 毎月、活動予定表（活動時間、活動場所がわかるもの）を作成し、前月の末を目安に保護者に配付する。
- ※ 遠征試合についての詳細は、わかり次第、別途保護者へ配付する。